

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（修正案）

新	旧
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口※ 本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇, 〇〇〇人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ〇, 〇〇〇人です。 (※修正時点での直近の数値を反映) (略)</p>	<p>P 4 第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、平成31年2月1日現在242, 069人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ6, 780人です。 (略)</p>
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 (略) 第1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱 (略) 2 県 (略) (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び本部への報告に関すること イ 広域防災活動拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること ウ 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村等との調整に関すること エ 所管区域内の市町の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること オ 現地災害対策本部の各部が行う災害応急対策の連携及び協力に関すること カ 所管区域内の市町及び関係機関等の連絡調整に関すること キ 所管区域外からの災害応急支援要請にかかる調整に関すること ク その他必要な災害応急対策に関すること (略) (6) 茅ヶ崎警察署 ア 被災者の救出救助、避難誘導の支援</p>	<p>P 2 1 第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 (略) 第1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱 (略) 2 県 (略) (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 所管区域（市町）、県機関及び関係機関等の被害状況の収集 イ 現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整 ウ 現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集 エ その他必要な災害応急対策 (新設) (新設) (新設) (新設) (略) (6) 茅ヶ崎警察署 ア 被災者の救出救助、避難誘導</p>

新	旧
<p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 行方不明者の搜索、遺体の<u>検視・調査等</u></p> <p>オ 犯罪の予防、取締り、その他社会秩序の維持</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県<u>拠点</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部 (横須賀海上保安部湘南海上保安署)</p> <p>(略)</p> <p>イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の<u>啓発</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局</p> <p>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の<u>運営に関すること</u></p> <p>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の<u>貸出しに関すること</u></p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の<u>実施に関すること</u></p> <p>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供<u>に関すること</u></p> <p>(略)</p> <p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>(12) 株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送 (FMナパサ)、藤沢エフエム放送株式会社 (レディオ湘南)</p> <p>(略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 行方不明者の搜索、遺体の<u>見分・検視</u></p> <p>オ 犯罪の予防、<u>取り締まり</u>、その他社会秩序の維持</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県<u>支局</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部 (横須賀海上保安部湘南海上保安署)</p> <p>(略)</p> <p>イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の<u>啓蒙</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局</p> <p>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の<u>実施</u></p> <p>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p> <p>(略)</p> <p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>(12) 株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送 (FMナパサ)、藤沢エフエム放送株式会社 (レディオ湘南)、<u>湘南リビング新聞社</u></p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第2節 防災知識の普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p>	<p>P 3 6</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第2節 防災知識の普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>○近年、地球温暖化に伴う気候変動により、水害が頻発・激甚化しており、河川の氾濫や土砂災害により、多数の人的被害が発生しています。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>○住民が「自らの命は自らが守る」という意識のもと、地域の災害リスクから自らの判断で避難行動をとることができるよう、社会全体として防災意識の向上を図る必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部</p> <p>1 社会全体としての防災意識の向上</p> <p>市は、「自らの命は自らが守る」という意識や地域の災害リスクととるべき避難行動等について、広く市民へ周知・啓発することで、社会全体としての防災意識の向上を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第3 要配慮者及び支援者等に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所</p> <p>1 避難行動に対する理解促進</p> <p>市は、要配慮者やその支援者が災害発生時等に適切な避難行動をとれるよう、要配慮者やその支援者とともに高齢者や障害者の日常生活を支える福祉事業者に対し、地域の災害リスクや避難場所、避難のタイミング等の防災知識の普及・啓発に努め、福祉事業者と連携した避難行動の理解促進に取り組みます。</p> <p>(略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育の充実を図ります。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p> <p>また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>○「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守る行動が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部</p> <p>1 防災研修会等の開催</p> <p>市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ防災知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所</p> <p>1 啓発パンフレットの作成</p> <p>市は、要配慮者及び支援者に対し、パンフレット等により防災知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図ります。</p> <p>また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p>

新		旧											
図ります。 (略)		(略)											
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (4) 応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校12校及び小和田小学校、地域医療センター）等へ搬送します。 (略)</p>		<p>P42 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (4) 応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（災害の状況に応じ、公立中学校13校、地域医療センター）等へ搬送します。 (略)</p>											
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 【取り組みの方向】 第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部 (略) 2 防災空間の整備 (略) (1) 主な防災上の拠点とその役割 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">防災拠点</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療拠点</td> <td>災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校12校及び小和田小学校、地域医療センター）、災害協</td> </tr> </table>		防災拠点	(略)	(略)	医療拠点	災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校12校及び小和田小学校、地域医療センター）、災害協	<p>P53 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 【取り組みの方向】 第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部 (略) 2 防災空間の整備 (略) (1) 主な防災上の拠点とその役割 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">防災拠点</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療拠点</td> <td>災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（原則として公立中学校13校、地域医療センター）救急病院、災害協力病院その他医療</td> </tr> </table>		防災拠点	(略)	(略)	医療拠点	災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（原則として公立中学校13校、地域医療センター）救急病院、災害協力病院その他医療
防災拠点	(略)		(略)										
	医療拠点	災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校12校及び小和田小学校、地域医療センター）、災害協											
防災拠点	(略)	(略)											
	医療拠点	災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（原則として公立中学校13校、地域医療センター）救急病院、災害協力病院その他医療											

新					旧				
			力病院その他医療機関等					機関等	
(略)					(略)				
第2 避難場所等の指定 総務部、市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、教育総務部					第2 避難場所等の指定 総務部、市民安全部、福祉部、教育総務部				
(略)					(略)				
3 その他の避難所等の確保					3 その他の避難所等の確保				
(1) 早期避難所					(1) 早期避難所				
市は、台風等により大雨等が予測される際に、公立小中学校に先立ち、市役所、小出支所、公民館、 <u>ハマミーナ</u> 等を早期避難所として開設します。					市は、台風等により大雨等が予測される際に、公立小中学校に先立ち、市役所、小出支所、公民館等を早期避難所として開設します。				
(略)					(略)				
(4) 2次避難所（施設）等					(4) 2次避難所（施設）等				
(略)					(略)				
今後も企業等との協定締結を進め、多様な避難施設の確保に努めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。					今後も企業等との協定締結を進め、避難施設の確保に努めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。				
第4 造成地の災害防止 都市部					第4 造成地の災害防止 都市部				
1 災害防止に関する指導、監督					1 災害防止に関する指導、監督				
造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている開発許可等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。					造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている <u>宅地造成、開発許可</u> 等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。				
(略)					(略)				
第4章 平常時の対策					P 6 9				
第2節 水防対策					第4章 平常時の対策				
(略)					第2節 水防対策				
【取り組みの方向】					【取り組みの方向】				
第2 重要水防区域 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所					第2 重要水防区域 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所				
1 重要水防区域					1 重要水防区域				
(略)					(略)				
河川名		管理者名		管理延長		重要水防区域		重要水防区域	
						箇所		延長	
河川名		管理者名		管理延長		重要水防区域		重要水防区域	
						箇所		延長	

新					旧				
相模川	国土交通省	6.60km	36	4,262m	相模川	国土交通省	6.60km	35	5,098m
小出川	神奈川県	11.25km	13	10,188m	小出川	神奈川県	11.25km	13	10,363m
千の川	神奈川県	1.70km	-	-	千の川	神奈川県	1.70km	-	-
出典 「平成31年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「平成31年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 （略） 第3 指定河川洪水予報 横浜地方气象台、京浜河川事務所 1 定義 （略） 相模川については、下流は京浜河川事務所と横浜地方气象台が、中流は県と横浜地方气象台が共同で次の「2 洪水予報の種類」の標題により発表します。 <u>警戒レベル2～5に相当します。</u> 2 洪水予報の種類 図略 <u>※洪水予報の種類と警戒レベルの対応は以下のとおりです。</u> 氾濫発生情報：警戒レベル5相当 氾濫危険情報：警戒レベル4相当 氾濫警戒情報：警戒レベル3相当 氾濫注意情報：警戒レベル2相当 （略） 第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 （略） 3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸 (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）					出典 「平成30年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「平成30年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 （略） 第3 指定河川洪水予報 横浜地方气象台、京浜河川事務所 1 定義 （略） 相模川については、下流は京浜河川事務所と横浜地方气象台が、中流は県と横浜地方气象台が共同で次の「2 洪水予報の種類」の標題により発表します。 2 洪水予報の種類 図略 （略） 第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 （略） 3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸 (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）				
河川名	支部名	担当水防管理団体	区	域	河川名	支部名	担当水防管理団体	区	域

新					旧				
相模川	平塚 藤沢	茅ヶ崎市 平塚市 寒川町	左岸 高座郡寒川町一之宮 3, 175 番地先 右岸 平塚市田村 6, 256 番地先	から海まで	相模川	平塚 藤沢	茅ヶ崎市 平塚市 寒川町	左岸 高座郡寒川町一之宮 3, 175 番地先 右岸 平塚市田村 6, 256 番地先	の神川橋上流 端から海まで
(略)					(略)				
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第3節 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○無線設備規則の改正に伴い、防災行政用無線の機器を令和4年11月30日までに新スプリアス規格に適合した機器に更新する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 防災気象情報等の受理伝達</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものです。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供します。</p> <p>なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれます。</p> <p>2 警報・注意報等の定義</p> <p>(略)</p> <p>3 防災気象情報の発表</p> <p>(1) 防災気象情報の定義</p> <p>(略)</p>					<p>P75</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第3節 災害情報受伝達体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○無線設備規則の改正に伴い、防災行政用無線の機器を平成34年11月30日までに新スプリアス規格に適合した機器に更新する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 防災気象情報等の受理伝達</p> <p>(新設)</p> <p>1 警報・注意報等の定義</p> <p>(略)</p> <p>2 防災気象情報の発表</p> <p>(1) 防災気象情報の定義</p> <p>(略)</p>				

新				旧			
オ 土砂災害警戒情報、 <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u> （略）				オ 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報 （略）			
4 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 令和元年5月29日現在				3 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 平成30年5月30日現在			
(1) 特別警報				(1) 特別警報			
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 <u>（警戒レベル5相当）</u>		特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	(略)		(略)		(略)		(略)
	高潮	(略)	高潮になると予想される場合 <u>（警戒レベル4相当）</u>		高潮	(略)	高潮になると予想される場合
	(略)		(略)		(略)		(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
(2) 警報・注意報				(2) 警報・注意報			
(略)				(略)			
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数※1 土壌雨量指数※2	(略)	警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数 土壌雨量指数	(略)
		警戒レベル	3相当			(新設)	(新設)
	洪水	流域雨量指数※3	(略)		洪水	流域雨量指数	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	警戒レベル	3相当		(略)	(新設)	(新設)
高潮	(略)	(略)	高潮	(略)	(略)		
	警戒レベル	4相当		(新設)	(新設)		
注意報	大雨	(略)	(略)	注意報	大雨	(略)	(略)
		警戒レベル	2			(新設)	(新設)

新				旧			
洪水	(略)	(略)		洪水	(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	警戒レベル	2			(新設)	(新設)	
(略)			(略)				
高潮	(略)	(略)		高潮	(略)	(略)	
	警戒レベル	2又は3相当※4			(新設)	(新設)	
(略)				(略)			
<p>※1 表面雨量指数 (略)</p> <p>※2 土壌雨量指数 (略)</p> <p>※3 流域雨量指数 (略)</p> <p>※4 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル2であり、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、警戒レベル3に相当します。</p>				<p>※表面雨量指数 (略)</p> <p>※土壌雨量指数 (略)</p> <p>※流域雨量指数 (略)</p> <p>(新設)</p>			
<p>5 記録的短時間大雨情報 (略)</p>				<p>4 記録的短時間大雨情報 (略)</p>			
<p>6 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象台から共同で発表されます。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができます。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p>				<p>5 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨による土砂災害が発生する危険度が高まったとき、市が行う防災活動や避難勧告等の災害応急対策の支援のため、県と横浜地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表します。</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報の目的</p> <p>大雨により土砂災害の危険性が高まったときに、市町村を特定して発表する気象情報で、市が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断等に利用することを目的としています。</p> <p>(2) 情報の特徴</p> <p>ア 大雨警報（土砂災害）発表後に発表されます。</p> <p>※大雨警報の基準には、浸水害を対象とする雨量基準と土砂災害を対象とする土壌雨量指数基準があり、それぞれ「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害）」として発表されます。</p>			

新	旧
<p>7 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル4相当 ・「警戒」（赤）：警戒レベル3相当 ・「注意」（黄）：警戒レベル2相当 <p>8 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位、県単位で発表されます。大雨に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>9 土砂災害緊急情報 （略）</p>	<p><u>イ 土石流や急傾斜地の崩壊を対象としています。</u> <u>ウ 降雨の状況から土砂災害の危険度を判断するため、個別の災害発生場所、発生時刻、規模等を特定するものではありません。</u></p> <p>6 土砂災害警戒判定メッシュ情報 土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5 km 四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示するもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができます。</p> <p>（新設）</p> <p>7 土砂災害緊急情報 （略）</p>
<p>第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 （略） 第1 災害の種別に応じた避難の周知啓発 市民安全部 災害時に、迅速かつ的確な避難行動がとられるためには、住民が災害の種別に応じた避難行動について理解した上で、避難先やその経路について平常時より検討しておく必要があります。 そのため、市は防災研修会やハザードマップ等、様々な機会や手段を通じて、災害の種別に応じて求められる避難行動の周知を図るとともに、避難情報や防災気象情報等から、住民等が自ら判断し、適切な避難行動がとれるよう、災害に備え、いつ、何をすべきか等について、時系列で記載する、「マイ・タイムライン」</p>	<p>P78 第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 （略） 第1 災害の種別に応じた避難の周知啓発 市民安全部 災害時に、迅速かつ的確な避難行動がとられるためには、住民が災害の種別に応じた避難行動について理解した上で、避難先やその経路について平常時より検討しておく必要があります。 そのため、市は防災研修会やハザードマップ等、様々な機会や手段を通じて、災害の種別に応じて求められる避難行動の周知を図るとともに、災害の危険から身を守るために緊急的に避難するための場所である避難場所と、自宅等が被災した被災者が一定期間滞在し避難生活を送るための避難所の違い等について周知</p>

新	旧
<p><u>の作成の促進に努めます。</u> <u>また市は、災害の危険から身を守るために緊急的に避難するための場所である避難場所と、自宅等が被災した被災者が一定期間滞在し避難生活を送るための避難所の違い等について周知の徹底を図ります。</u> (略)</p>	<p><u>の徹底を図ります。</u> (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第6節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略) ○<u>震災による心理的影響や避難所生活等により、病状の悪化や新たな健康被害が発生することが想定されます。</u> ○<u>神奈川県保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。</u> ○市は、医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設する場所を予め定めています。医療救護所は、<u>赤羽根中学校を除く公立中学校12校、小和田小学校、地域医療センターのうち、災害の状況に応じて必要な場所に開設します。</u> (略) ○<u>平成31年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が1,461人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。</u> ○<u>透析患者への対応としては、透析施設関連情報及び後方搬送関連情報等を迅速かつ的確に収集及び伝達することを目的とした災害時透析患者支援マニュアル（神奈川県）が作成されており、市は、同マニュアルに基づき、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を利用して透析施設の被害状況を把握し、透析患者に向けて情報発信を行うことになっています。</u> ○<u>2～3日に1度の人工透析が必要な慢性腎不全等の患者は、災害発生時ライフラインが途絶した場合、速やかな対応が必要となります。</u> ○市は、県の災害時透析支援マニュアルに沿って、透析施設の被害状況を把握し、透析患者に向けて情報発信を行うこととしています。また、市はEMISを利用して透析施設の被災状況を把握することとなっています。 【課題】</p>	<p>P 8 8 第4章 平常時の対策 第6節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略) (新設) ○市立病院は、災害拠点病院として位置づけられています。 ○市は、医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設する場所を予め定めています。医療救護所は、<u>原則として公立中学校13校及び地域医療センターのうち、災害の状況に応じて必要な場所に開設します。</u> (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 【課題】 (新設)</p>

新	旧
<p>○災害発生時の医療体制を整備し、市民の生命、身体、安全確保を図るとともに、保健活動の早期開始により健康被害の最小化を図ることが必要です。</p> <p>○(略)</p> <p>○災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や医療機関、県、薬品会社等と連携した活動体制の確立等、体制の整備が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○難病は治療方法が確立していなく、希少な疾患であり、特に災害時には、環境の変化により急激な悪化を防ぐため、適切な療養環境の保持や医療の確保が必要です。また、人工呼吸器等の医療機器使用者や人工透析が必要な慢性腎不全等の患者は、災害発生時ライフラインが途絶した場合、速やかな対応が必要となります。医療機器の機能確保におけるライフラインの確保や、災害時の透析施設の状況を迅速かつ的確に把握するための連絡体制の整備が必要です。</p> <p>○災害時の透析施設の状況を迅速かつ的確に把握するため、市と透析施設との確実な連絡体制の整備が必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市立病院の救護活動体制の整備 市立病院</p> <p>市立病院は、医療救護活動を実施するため、マニュアル等の整備を行うとともに医薬品や資機材等の備蓄を行います。</p> <p>また、災害拠点病院として地域医療の中核的な役割を果たすため、DMAT(大規模な災害が発生したときに、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team)の受援体制や後方医療機関との連携等、その体制整備を行うとともに、平常時よりその他の医療機関等と連携を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第2 初動医療体制の整備 保健所、市保健師、医療関係団体、医療機関、薬品会社</p> <p>(略)</p> <p>第6 停電・断水等に備えた医療体制の強化 保健所</p> <p>(略)</p> <p>市は、災害に備えた自助の取組を促進するとともに、医療機器の機能確保のための電源確保策について検討します。</p>	<p>○(略)</p> <p>○災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や県、救急病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等、災害時における医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市立病院の救護活動体制の整備 市立病院</p> <p>市立病院は、応急救護活動を実施するため、マニュアル等の整備を行うとともに医薬品や資機材等の備蓄を行います。</p> <p>また、災害拠点病院として地域医療の中核的な役割を果たすため、DMATの受援体制や後方支援病院との連携等、その体制整備を行うとともに、平常時より救急告示病院をはじめとする医療機関等と連携を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第2 初動医療体制の整備 保健所、市保健師、医療関係団体、市内救急病院、薬品会社</p> <p>(略)</p> <p>第6 停電・断水等に備えた医療体制の強化 保健所</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>透析施設には、EMISの入力方法について訓練を実施するとともに、通信障害時に備え、メール、ファクス等を用いた被害状況報告についても体制を整備します。</p>	
<p>第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略) (削除) ※第4章第16節へ移動</p> <p>第2 遺体の取扱い対策 総務部、保健所、茅ヶ崎警察署 (略)</p>	<p>P92 第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略) 第2 ごみ及びし尿等の処理対策 環境部 市は、ごみ処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努め、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。 また、し尿処理施設については寒川町と連携し、各種整備に努めます。 資源物の分別回収においても、災害時に寒川広域リサイクルセンターへ速やかに搬入できるよう、日頃より寒川町と連携し体制を整備します。 第3 遺体の取扱い対策 総務部、保健所、茅ヶ崎警察署 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 (略) ○市には指定等文化財として、国指定8件、県指定9件、市指定30件、国登録7件の文化財があるほか、文化資料館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 【課題】 (略) ○災害時には市内社寺や個人蔵の文化財など、市が把握していない地域の文化財も同様に被災するため、災害に備えた対策に取り組む必要があります。 (略) 第6 文化財の保護 教育推進部 市は、地域における文化財保護のため、所有者や管理者など文化財の所在情報の充実・整理を行うとともに、施設・設備の耐震対策、防火対策に努めます。</p>	<p>P96 第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 (略) (新設) 【課題】 (略) (新設) (略) (新設)</p>

新	旧																				
<p>第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第2 ヘリポートの指定 市民安全部、神奈川県 (略)</p> <table border="1" data-bbox="197 459 1048 699"> <thead> <tr> <th colspan="2">市指定臨時ヘリポート</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市指定臨時ヘリポート		名称	所在地	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	<p>P98 第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第2 ヘリポートの指定 市民安全部、神奈川県 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1220 459 2072 699"> <thead> <tr> <th colspan="2">市指定臨時ヘリポート</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>相模川河畔スポーツ公園陸上競技場</td> <td>中島1475-2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市指定臨時ヘリポート		名称	所在地	(略)	(略)	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	中島1475-2	(略)	(略)
市指定臨時ヘリポート																					
名称	所在地																				
(略)	(略)																				
(削除)	(削除)																				
(略)	(略)																				
市指定臨時ヘリポート																					
名称	所在地																				
(略)	(略)																				
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	中島1475-2																				
(略)	(略)																				
<p>第4章 平常時の対策 第13節 ライフライン等の応急復旧対策 【現状】 ○ライフライン関係機関は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス、通信サービス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整備等の対策を進めています。 【課題】 (略) ○大規模災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道、通信サービス等のライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間を要することが予想されるため、各事業者においては復旧用資機材の備蓄強化等応急復旧の迅速化に向けた対策を進める必要があります。 (略) 第7 通信サービス 東日本電信電話(株) 神奈川事業部 東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</p>	<p>P101 第4章 平常時の対策 第13節 ライフライン等の応急復旧対策 【現状】 ○ライフライン関係機関は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整備等の対策を進めています。 【課題】 (略) ○大規模災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道等のライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間を要することが予想されるため、各事業者においては復旧用資機材の備蓄強化等応急復旧の迅速化に向けた対策を進める必要があります。 (略) 第7 電話(電信)施設 東日本電信電話(株) 神奈川事業部 東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、通信設備の耐震化等の安全確保や応急用資機材及び災害対策機器(移動電源車、移動無</p>																				

新	旧
(略)	線車等)の配備を推進します。 (略)
<p>第4章 平常時の対策 第15節 ボランティアの受入体制の充実強化 【現状】 (略)</p> <p>○東日本大震災をはじめ、その後の大規模災害時には、<u>全国から被災地支援に駆けつけた多くのNPO・ボランティア等の迅速な受入体制や活動環境の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになりました。</u></p> <p>○近年の大規模災害時には、<u>災害ボランティアセンターを通じたボランティアのほか、NPOやボランティア団体、これらの団体の活動を支援する団体等の多様な主体による被災者支援活動が行われています。</u></p> <p>【課題】</p> <p>○市は、<u>災害ボランティアセンターの設置・運営を迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制や活動環境を整えることが必要です。</u> (略)</p> <p>○<u>ボランティア活動が効果的に行われるためには、活動する各主体が被災者のニーズや支援活動の全体像を共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める必要があります。</u> (略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>(1) <u>市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安</u></p>	<p>P105 第4章 平常時の対策 第15節 ボランティアの受入体制の充実強化 【現状】 (略)</p> <p>○東日本大震災では、<u>全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになりました。</u> (新設)</p> <p>【課題】</p> <p>○市は、<u>災害ボランティアセンターの設置を迅速に行えるよう、日頃から市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制づくりが必要</u>です。 (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>市及び市社会福祉協議会は、<u>県や防災関係機関の協力のもと、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安</u></p>

新	旧
<p>全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p> <p>(2) 市は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築します。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進します。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第16節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○大量の災害廃棄物等の発生に備え、県や防災関係機関との広域処理体制の確立が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部</p> <p>市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理計画の策定を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。</p> <p>第4 ごみ及びし尿等の処理対策 環境部</p> <p>市は、ごみ処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努め、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。</p> <p>また、し尿処理施設については寒川町と連携し、各種整備に努めます。</p> <p>資源物の分別回収においても、災害時に寒川広域リサイクルセンターへ速やかに搬入できるよう、日頃より寒川町と連携し体制を整備します。</p>	<p>P107</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第16節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○大量の災害廃棄物等の発生に備え、県や防災関係機関との広域処理体制の確立に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部</p> <p>市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルの改訂を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。</p> <p>(新設) ※第4章第8節より移動</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>災害応急対策活動の方針等</p> <p>第1 災害応急対策活動の方針</p>	<p>P111</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>市及び防災関係機関は、災害に対し迅速かつ効果的に対応し災害による被害の軽減化を図るため、以下の考えのもと、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を定め、方針に基づき活動します。</p> <p>1 重点対策の明確化 被災後の限られたリソース（資源）を効果的に活用し、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、とるべき対策の優先順位を踏まえた重点対策の設定とその実施地域を明確にします。これにあたり、重点対策は時間の経過とともに変化することに留意し、発災から3日間は人命の救出救助、被害の拡大防止に係る対策を重点対策とするとともに、災害応急対策の進捗状況に応じて、生活環境の改善や被災者の生活再建支援へと重点対策を変更します。</p> <p>2 防災関係機関で連携した災害応急対策の実施 市及び防災関係機関は、組織の持つ防災力を最大限に発揮するとともに、互いに連携協力しながら組織的な災害応急対策を実施することで、被害の拡大防止、社会全体の早期復旧を図ります。 災害応急対策活動は、災害の規模や対策の進捗状況により変化することから、市及び防災関係機関は、被害状況、各機関の活動状況、被災者の救援ニーズ、重点的に実施すべき対策等に関する認識の統一を図りながら、組織的かつ効果的に災害応急対策活動を進めます。そのため、防災関係機関は市災害対策本部に対するリエゾン（連絡員）の派遣に努めます。</p> <p>3 要配慮者への配慮 市及び防災関係機関は、各災害応急対策の実施にあたり、災害による影響を受けやすい高齢者、障害者等の要配慮者への適切な対応に努めます。</p> <p>4 積極的な情報発信 社会の混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を促し、住民等の安全を確保するため、市及び防災関係機関は互いに連携協力しながら、被災状況や災害応急対策の実施状況等について多様な情報伝達手段を活用し発信します。</p> <p>5 計画的な災害応急対策の実施 市及び防災関係機関は、被害状況を踏まえ、被害の拡大防止を図るため、緊急的な救援ニーズに対応しつつ、今後の災害応急対策の必要性も考慮し、計画的に災害応急対策活動を実施します。</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>主要な災害応急対策を実施する上での基本的な考え方は次のとおりです。</u></p> <p>1 災害対策本部の設置及び運営 <u>市は、発災後、災害に対し迅速に対応するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、職員の緊急参集、災害情報の収集、関係機関等との連絡体制を確保し、災害対応体制の確立を図ります。</u></p> <p>2 水防対策活動 <u>大雨等の風水害が予測される場合、関係機関等より防災気象情報等を収集し、それによる市域への影響や被害等を可能な限り予測し、それに対応し得る水防体制を事前に構築することで、対応します。</u></p> <p>3 災害情報の受伝達 <u>流言飛語等による社会的混乱を防止し人心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け住民等の安全を確保するため、放送事業者等とも連携しながら、防災行政用無線等の各種の情報受伝達手段を活用し、発災当初には市域の被災状況などの災害発生情報及び避難関連情報を、以降には重大なリスク情報のほか、生活関連情報を重点に計画的に発信します。</u></p> <p>4 避難対策 <u>災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。</u> <u>なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、在宅避難者等の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。</u></p> <p>5 救助・救急 <u>災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防計画に基づき活動体制を確立し、消防力を総合的に活用し、災害状況に即応した防衛活動を展開する。なお、この際、人命の安全確保を最優先とし、防災関係機関と密接な連携のもと活動します。</u> <u>救助活動にあたっては、発災72時間までは人命救助を最優先し、自衛隊、警察、消防、消防団等で連携し活動します。</u> <u>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重要度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</u></p> <p>6 医療救護・保健活動 <u>負傷者の医療救護ニーズに対応するため、医療機関と連携した医療救護体制を</u></p>	

新	旧
<p><u>早急に確立することで、人的被害の拡大を防止します。</u></p> <p><u>また、被災者の健康悪化を防止するため、避難所支援や在宅要配慮者支援などの保健活動を重点に対策を推進することで、災害関連死の発生を未然に防止します。</u></p> <p>7 帰宅困難者対策</p> <p><u>市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者に対し、必要に応じて一時滞在施設の確保等の支援を行います。</u></p> <p><u>一時滞在施設の確保・運営に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するとともに、公共交通機関等必要な情報提供に努めます。</u></p> <p>8 保健衛生・防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p><u>生活環境の悪化に伴う健康被害を防ぐため、被災者の健康状態を把握し、被災状況や地域の衛生状態、災害応急対策の実施状況を踏まえ、保健衛生対策、防疫対策、多数遺体対策などの衛生関連対策を先行的、かつ計画的に実施することで公衆衛生の確保を図ります。</u></p> <p>9 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p><u>被災者の生活の維持のため、被災者のニーズに応じて必要な食料、飲料水、毛布の生活必需品等を調達・確保し、被災者に供給します。</u></p> <p><u>この際、求められる物資は時間の経過とともに変化することに留意するとともに、夏季の扇風機等、冬季の暖房器具や燃料等、被災時期に応じたニーズ、要配慮者等への対応や男女のニーズの違いに配慮します。</u></p> <p><u>また、在宅避難者等に対しても物資等が提供されるよう努めます。</u></p> <p>10 教育・保育対策</p> <p><u>発災時には園児・児童・生徒の保護を最優先に活動し、保護者による引き取りまで安全に保護します。</u></p> <p><u>その後は、避難所となる学校はその役割と調整しつつ、児童生徒等が災害からの心の平穏や平常時の日常生活を取り戻し安全かつ円滑に学校生活等に戻れるよう、教育等の再開に向けた準備・調整を進め、教育活動等の早期再開を目指します。</u></p> <p>11 危険度判定</p> <p><u>被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関との連携しながら宅地</u></p>	

新	旧
<p>の調査を実施します。</p> <p>1 2 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 <u>緊急通行や緊急輸送、応援部隊の効果的な展開のため、一般車両の交通規制を実施するとともに、災害応急対策の優先順位を考慮し、応急復旧のため人員、資機材等を集中的に投入することで、円滑な災害応急対策の実施に係る通行・輸送ルート</u>の確保を図ります。</p> <p>1 3 ライフライン等の応急復旧活動 <u>2次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。</u> <u>なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。</u></p> <p>1 4 警備・救助対策 <u>様々な社会的混乱や道路交通の混乱から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、各種犯罪を未然に防止し、取締り及び交通秩序を維持するため、陸上及び海上における警備・救助体制を早期に確立し、人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することで、治安の維持を図ります。</u></p> <p>1 5 広域応援・受援活動 <u>甚大な被害が発生し地域全体の防災力では対応が困難な場合、広域応援部隊や他自治体等へ応援を要請するとともに、各種応援の受入体制を整えることで、迅速かつ的確な災害応急対策の実施体制を構築します。</u></p> <p>1 6 ボランティア活動 <u>災害に伴う被災者の様々な支援ニーズに対応するため、災害ボランティアの受入・活動体制を整えるとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、関係団体と情報共有を図りながら連携のとれた支援活動を展開することにより、市民生活の早期回復を図ります。</u></p> <p>1 7 災害廃棄物等の除去及び処理 <u>住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のため、被害状況や災害廃棄物の発生状況等を継続的に把握するとともに、仮置場の確保や既存処理施設における災害廃棄物の受入れ等の廃棄物処理体制、事業者との連携や広域的な処理を含めた関係機関との連携協力体制を構築し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することにより、生活環境の悪化防止を図ります。</u></p>	

新	旧
<p>18 災害救助法関係 <u>災害による被災者を救助するため、関係機関との連携・協力のもと応急的に必要な支援等を実施することにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ります。</u></p>	
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 <u>市は、発災後、災害に対し迅速に対応するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、職員の緊急参集、災害情報の収集、関係機関等との連絡体制を確保し、災害対応体制の確立を図ります。</u></p> <p>第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、市民安全部 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (1) 災害対策本部設置基準 市は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、本節第1「<u>4 水防対策体制の基準</u>」に定めるところにより、災害対策本部を設置することとします。 なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちに<u>県及び防災関係機関</u>に通知するとともに、市庁舎入口に災害対策本部の掲示をします。 (略)</p> <p>第3 職員の参集 総務部 (略)</p> <p>2 勤務時間外及び休日の参集 <u>職員は、災害が発生し勤務時間外及び休日に緊急参集する必要が生じた場合、各分担業務に従事するため次の要領により、速やかに所属勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集を開始します。</u> (1) 安全確保 <u>自らの安全を確保し、家族等の安否を確認します。災害情報や周囲の状況等を確認します。また、自身の安否や緊急参集の可否について、職員参集システム等を通じ、所属長に報告します。</u> (2) 参集時の服装、携行品</p>	<p>P111 第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 (新設)</p> <p>第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、市民安全部 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (1) 災害対策本部設置基準 市は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、本節第1「<u>4 水防対策体制の基準</u>」に定めるところにより、災害対策本部を設置することとします。 なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちに<u>防災関係機関</u>に通知するとともに、市庁舎入口に災害対策本部の掲示をします。 (略)</p> <p>第3 職員の参集 総務部 (略)</p> <p>2 勤務時間外及び休日の参集 (新設)</p> <p>(1) <u>職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、各種分担業務に従事するため、所属勤務場所またはあらかじめ指定された場所に参集することとします。ただし、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。</u> (新設)</p>

新	旧
<p>災害応急対策活動に適した服装とし、貴重品、タオル、着替え、飲料水、食料、懐中電灯等を携行します。(詳細は職員携行カードを参照)</p> <p>(3) 被害状況等の報告 <u>参集途上において、被害状況の収集に努め、参集後その情報を統括調整部に報告します。</u> (略)</p> <p>第4 災害対策地区防災拠点 避難所対策班、配備職員 (略)</p> <p>6 情報の収集・伝達 <u>地域の被害状況、救援ニーズ等の情報を収集・集約し、災害対策本部へ報告します。</u> (略)</p> <p>第6 災害対策本部の廃止 統括調整部、市民安全部 <u>本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止することができることとします。</u> <u>市は、災害対策本部を廃止したときは、県及び防災関係機関に連絡するとともに、報道機関に発表します。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4 災害対策地区防災拠点 避難所対策班、配備職員 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第2節 水防対策活動 <u>大雨等の風水害が予測される場合、関係機関等より防災気象情報等を収集し、それによる市域への影響や被害等を可能な限り予測し、それに対応し得る水防体制を事前に構築することで、対応します。</u> (略)</p> <p>第3 水防活動 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊 (略)</p> <p>2 水防施設等の安全措置 (略)</p> <p>(4) 防潮扉の安全措置 <u>県は、防潮扉の安全措置を実施します。</u></p>	<p>P 1 1 5</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第2節 水防対策活動 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第3 水防活動 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊 (略)</p> <p>2 水防施設の安全措置 (略)</p> <p>(4) 防潮扉の安全措置 <u>市は、防潮扉の安全措置を実施します。</u></p>

新	旧
<p>(5) 設備等への事前措置</p> <p>市は、災害が発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第59条に基づき、必要に応じて災害が発生した場合に被害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の管理者等に対し、除去、保安その他必要な措置を指示します。</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 災害情報の受伝達</p> <p>流言飛語等による社会的混乱を防止し人心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け住民等の安全を確保するため、放送事業者等とも連携しながら、防災行政用無線等の各種の情報受伝達手段を活用し、発災当初には市域の被災状況などの災害発生情報及び避難関連情報を、以降には重大なリスク情報のほか、生活関連情報を重点的に発信します。</p> <p>第1 防災機情報等の受伝達 総括・情報班、市民安全部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災気象情報等の受伝達</p> <p>市は、特別警報を受理したとき及び気象予報・警報等の防災関係機関からの防災気象情報等を受理し、市民等に伝達することが必要と認めるときは、災害対策基本法第56条に基づき、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて避難勧告等の発令等の措置を行います。また、横浜地方気象台は、報道機関に協力を求めて市民等に周知するように努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、市民安全部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関</p> <p>市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、協力連携し、市民に対する正確な情報の提供を行うとともに、災害応急対策の実施状況や被災者のニーズ等を把握し、積極的な広報に努めます。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(略)</p>	<p>P 1 1 8</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 災害情報の受伝達</p> <p>(新設)</p> <p>第1 防災気象情報等の受伝達 総括・情報班、市民安全部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災気象情報等の受伝達</p> <p>市は、特別警報を受理したとき及び気象予報・警報を受理し、市民等に伝達することが必要と認めるときは、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告または指示等の措置を行います。また、横浜地方気象台は、報道機関に協力を求めて市民等に周知するように努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、京浜河川事務所、防災関係機関</p> <p>市は、災害が発生するおそれが予見できる場合には、市民に対する迅速な情報伝達を心がけ、積極的な広報を実施するものとし、その方法は防災行政用無線や広報車の巡回に加え、ホームページやツイッター等、正確な情報伝達に努めます。</p> <p>また、災害が発生した場合は、市及び防災関係機関は、一体となって市民に対し、正確な情報の提供を行うとともに、市の活動状況や被災者のニーズ等を把握し、迅速な対応を図ります。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(2) 安全安心情報 現場や避難所などの状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。</p> <p>ア 避難所や福祉避難所等の開設情報 イ 要配慮者関連施設等の安否情報 ウ 医療救護所の開設場所等の医療情報 エ 応急給水場所の情報 オ 応急対策活動に係る情報 (ア) 応急危険度判定や建物被害調査 (イ) ライフラインの復旧 (ウ) 応急教育・応急保育等の連絡事項 カ 物資等配給情報 キ 交通や道路等の情報 ク 各種相談窓口や行政手続き等、業務継続関連情報 ケ <u>災害廃棄物の分別・排出方法に関する情報</u></p> <p>2 広報手段 (略) さらに、より多くの受け手に、より詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、ツイッター、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して<u>情報を伝達します。</u> <u>なお、災害対策基本法第57条に定める通信のため、特別の必要があると認められる場合は、必要に応じて緊急放送に関する協定先等の関係事業者に対し協力を要請します。</u></p> <p>(1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>※等の即時性の高い情報発信 (略)</p> <p>5 緊急速報メールを活用した洪水情報の配信 国は、洪水時に住民等の主体的な避難を促すため、相模川（下流）において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信（国が管理する相模川（下流）において、<u>氾濫危険情報、氾濫発生情報が発表された場合に配信</u>）を行います。</p>	<p>(2) 安全安心情報 現場や避難所などの状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。</p> <p>ア 避難所や福祉避難所等の開設情報 イ 要配慮者関連施設等の安否情報 ウ 医療救護所の開設場所等の医療情報 エ 応急給水場所の情報 オ 応急対策活動に係る情報 (ア) 応急危険度判定や建物被害調査 (イ) ライフラインの復旧 (ウ) 応急教育・応急保育等の連絡事項 カ 物資等配給情報 キ 交通や道路等の情報 ク 各種相談窓口や行政手続き等、業務継続関連情報 (新設)</p> <p>2 広報手段 (略) さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、ツイッター、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して<u>伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。</u> (新設)</p> <p>(1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>※等の即時性の高い情報発信 (略)</p> <p>5 緊急速報メールを活用した洪水情報の配信 国は、洪水時に住民等の主体的な避難を促すため、相模川（下流）において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信（国が管理する相模川（下流）において、<u>氾濫危険情報、氾濫発生情報の発表されたことを契機として配信</u>）を行います。</p>

新	旧
<p>す。 (略)</p> <p>6 緊急速報メールを活用した土砂災害警戒情報の配信 <u>県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、住民等の主体的な避難等を促すため、緊急速報メールを活用した土砂災害警戒情報のプッシュ型配信を行います。</u></p>  <p>※土砂災害警戒情報は横浜地方気象台と共同発表</p> <p>出典 神奈川県ホームページ</p> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 (略)</p> <p>2 被害情報等の報告 (略)</p> <p>(2) 市は、<u>災害対策基本法第53条に基づき、把握できた範囲から被害情報を災害情報管理システムにより県に報告します。</u> <u>なお、避難勧告等を発令した場合は、避難所開設状況等について、災害情報管理システムにより逐次県に報告します。</u></p> <p>(3) 県は、市町村、県の機関、その他の防災関係機関をオンラインネットワークで結ぶ災害情報管理システムを整備し、災害発生時に、市町村等が把握した被害情報等を、迅速、正確に収集、整理し、相互に情報共有します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 通信手段の確保 総括・情報班 (略)</p>	<p>を行います。 (略) (新設)</p> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 (略)</p> <p>2 被害情報等の報告 (略)</p> <p>(2) 市は、把握できた範囲から被害情報を県に報告します。</p> <p>なお、<u>避難勧告及び避難の指示を行った場合は、避難所開設状況等について、逐次県に報告します。</u></p> <p>(3) 県は、市町村、県の機関、その他の防災関係機関をオンラインネットワークで結ぶ災害情報管理システムを整備し、災害発生時に、市町村等が把握した被害情報等を、迅速、正確に収集、整理し、相互に情報共有することとしています。</p> <p>(略)</p> <p>第4 通信手段の確保 総括・情報班 (略)</p>

新	旧
<p>1 災害時の通信連絡 (1) 災害時の通信は、<u>次の手段を活用します。</u></p> <p><u>ア 加入電話及び庁内電話</u> 有線電話の使用が可能なときは、災害対策本部の電話番号区分や内線番号を活用し情報受伝達を行います。</p> <p><u>イ MCA無線</u> 市役所各課や公共施設、学校、医療機関、防災関係機関に設置しており、基地局からの一斉放送やグループ間の一斉通信、各MCA無線同士の個別通信により情報伝達を行います。</p> <p><u>ウ 災害時優先電話</u> 電話が混み合うと、発信規制や接続規制などの通信制限がかかりますが、この制限を受けずに、発信を行うことができる電話です。なお、着信については制限を受けません。</p> <p><u>エ 神奈川県防災行政通信網</u> 県、県内各市町村及び県内の防災関係機関等と情報伝達を行うことができます。</p> <p><u>オ 衛生携帯電話</u> 国内の通信回線が使用できない場合又は輻輳している場合の緊急連絡手段として使用します。</p> <p><u>カ アマチュア無線</u> 「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、災害情報の収集伝達の必要がある時は茅ヶ崎セフティコミュニティアマチュア無線クラブに対して、協力を要請します。</p> <p><u>キ 伝令の派遣</u> いずれの通信手段によっても情報受伝達が困難な場合は、伝令をもって情報受伝達を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第6 東日本電信電話(株)の措置 東日本電信電話(株) 神奈川事業部 (略)</p> <p>4 ふくそう対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」等の運用を開始します。</p>	<p>1 災害時の通信連絡 (1) 災害時の通信は、<u>地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等あらゆる手段を活用します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第6 東日本電信電話(株)の措置 東日本電信電話(株) 神奈川事業部 (略)</p> <p>4 ふくそう対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始します。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第7 災害時コールセンターの設置 市民安全部</p> <p>市は、災害対策本部を設置した場合、原則として災害時コールセンターを開設し、市民等からの災害等に関する問合せに対応します。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>災害時コールセンターの設置場所は、市役所本庁舎4階災害時電話室内とします。</p> <p>(2) 役割</p> <p>災害時コールセンターは、災害に関する市民等からの問合せに対応するものとします。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うこととて、被災者の生活環境の確保を図ります。</p> <p>なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、在宅避難者等の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。</p> <p>第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県</p> <p>(略)</p> <p>2 避難勧告等の発令</p> <p>市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するため、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令します。</p> <p>また、市は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、要配慮者については、避難勧告又は避難指示(緊急)の情報の把握が困難な場合や、避難に支援又は時間を要する場合が想定されることから、要配慮者及びその支援者に避難に関する情報を着実に伝達し、発災前のある程度の時間的余裕をもって避難を開始するこ</p>	<p>P122</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>(新設)</p> <p>第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県</p> <p>(略)</p> <p>2 避難勧告等</p> <p>市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するため、避難勧告等を発令します。</p> <p>(新設)</p>

新		旧		
とができるよう避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、 <u>避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。</u> (略) (1) 避難情報と求める避難行動 避難勧告等により <u>立退き避難が必要な住民等に求める行動</u> については次のとおりとします。		避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとに取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。 (略) (1) 避難情報と求める避難行動 避難勧告等の各区分に応じた発令時の状況及び避難が必要な住民等に求める行動については次のとおりとします。		
警戒レベル等	立退き避難が必要な住民等に求める行動	区分	発令時の状況	住民等に求める行動
				洪水 土砂災害 高潮
<u>【警戒レベル1】</u> 早期注意情報(警戒級の可能性)において、大雨に関して明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	(新設)		
<u>【警戒レベル2】</u> 大雨・洪水・高潮 ※1注意報 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	(新設)		
<u>【警戒レベル3】</u> 避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令)	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性が	避難準備・高齢者等避難開始	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える ○立退き避難が必要と判断する場合は、その準備(家族との連絡、非常用持出品の用意等)をする ○要配慮者は、立退き避難する

新		旧			
	ある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。				
【警戒レベル4】 避難勧告 (市が発令)	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <p>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</p> <p>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p>	避難 勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○立退き避難する ○立退き避難することがかえって危険な者が、屋内の安全な場所へ移動する	○立退き避難する
【警戒レベル4】 避難指示(緊急) (市が発令)	<p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <p>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	避難 指示 (緊急)	<p>○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>○人的被害の発生した状況</p>	○立退き避難しそびれた者が、立退き避難する ○立退き避難することがかえって危険な者が、屋内の安全な場所へ移動する	○立退き避難しそびれた者が、立退き避難する
【警戒レベル5】 災害発生情報 (市が発令)	<p>災害発生</p> <p>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	(新 設)			
<p>※1 高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル2であり、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。</p> <p>(略)</p>		(略)			

新	旧																																								
<p>(3) 避難勧告等の発令基準 (略)</p> <p>なお、自然現象を対象とするため、以下の発令基準にとらわれることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を活用し、臨機応変に対応することとします。</p> <p>■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難勧告等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>(削除) <u>1</u>：略 <u>2</u>：略 <u>3</u>：略</td> </tr> <tr> <td>災害発生 情報</td> <td><u>1</u>：決壊や越水・溢水が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>■洪水：小出川（水位周知河川）の避難勧告等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>(削除) <u>1</u>：略 <u>2</u>：略 <u>3</u>：略</td> </tr> <tr> <td>災害発生 情報</td> <td><u>1</u>：決壊や越水・溢水が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難勧告等の発令基準</p>	区分	発令基準	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	(削除) <u>1</u> ：略 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略	災害発生 情報	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合	区分	発令基準	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	(削除) <u>1</u> ：略 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略	災害発生 情報	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合	<p>(3) 避難勧告等の判断基準 (略)</p> <p>なお、自然現象を対象とするため、以下の判断基準にとらわれることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を活用し、臨機応変に対応することとします。</p> <p>■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難勧告等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td><u>1</u>：決壊や越水・溢水が発生した場合 <u>2</u>：略 <u>3</u>：略 <u>4</u>：略</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■洪水：小出川（水位周知河川）の避難勧告等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td><u>1</u>：決壊や越水・溢水が発生した場合 <u>2</u>：略 <u>3</u>：略 <u>4</u>：略</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難勧告等の発令基準</p>	区分	発令基準	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略 <u>4</u> ：略	(新設)		区分	発令基準	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略 <u>4</u> ：略	(新設)	
区分	発令基準																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
避難指示 (緊急)	(削除) <u>1</u> ：略 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略																																								
災害発生 情報	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合																																								
区分	発令基準																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
避難指示 (緊急)	(削除) <u>1</u> ：略 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略																																								
災害発生 情報	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合																																								
区分	発令基準																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
避難指示 (緊急)	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略 <u>4</u> ：略																																								
(新設)																																									
区分	発令基準																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
避難指示 (緊急)	<u>1</u> ：決壊や越水・溢水が発生した場合 <u>2</u> ：略 <u>3</u> ：略 <u>4</u> ：略																																								
(新設)																																									

新		旧	
区分	発令基準	区分	発令基準
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
避難指示 (緊急)	(削除) 1 : 略 2 : 略 3 : 略	避難指示 (緊急)	1 : 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 : 略 3 : 略 4 : 略
災害発生 情報	1 : 決壊や越水・溢水が発生した場合	(新設)	
■土砂災害の避難勧告等の発令基準		■土砂災害の避難勧告等の発令基準	
区分	発令基準	区分	発令基準
(略)	(略)	(略)	(略)
避難勧告	1 : 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 : 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 (削除) 3 : 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	避難勧告	1 : 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 : 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3 : 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 : 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示 (緊急)	1 : 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 (削除) (削除) 2 : 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合	避難指示 (緊急)	1 : 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2 : 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 : 土砂災害が発生した場合 4 : 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5 : 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

新		旧																					
災害発生 情報	1：土砂災害が発生した場合	(新設)																					
■高潮の避難勧告等の発令基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>1：水門等の異常が確認された場合 2：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合 (削除)</td> </tr> <tr> <td>災害発生 情報</td> <td>1：異常な越波・越流が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>		区分	発令基準	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	1：水門等の異常が確認された場合 2：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合 (削除)	災害発生 情報	1：異常な越波・越流が発生した場合	■高潮の避難勧告等の発令基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>(新設) 1：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合 2：異常な越波・越流が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	発令基準	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	(新設) 1：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合 2：異常な越波・越流が発生した場合	(新設)	
区分	発令基準																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
避難指示 (緊急)	1：水門等の異常が確認された場合 2：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合 (削除)																						
災害発生 情報	1：異常な越波・越流が発生した場合																						
区分	発令基準																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
避難指示 (緊急)	(新設) 1：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合 2：異常な越波・越流が発生した場合																						
(新設)																							
(略) 3 避難勧告等の伝達 (1) 避難勧告等の伝達 避難勧告等の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。 <u>なお、市は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、必要に応じて災害対策基本法第57条の規定に基づき、各放送機関に対し当該勧告及び指示の内容の放送を要請します。</u> (2) 避難勧告等の内容 (略) ア 避難を要する理由 イ <u>避難勧告等の対象地域</u> ウ 避難先 エ 避難に関する注意事項 オ <u>警戒レベル</u> (略)		(略) 3 避難情報等の伝達 (1) 避難勧告等の伝達 避難勧告等の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。 (2) 避難勧告等の内容 (略) ア 避難を要する理由 イ <u>避難勧告または指示対象地域</u> ウ 避難先 エ 避難に関する注意事項 (新設) (略)																					

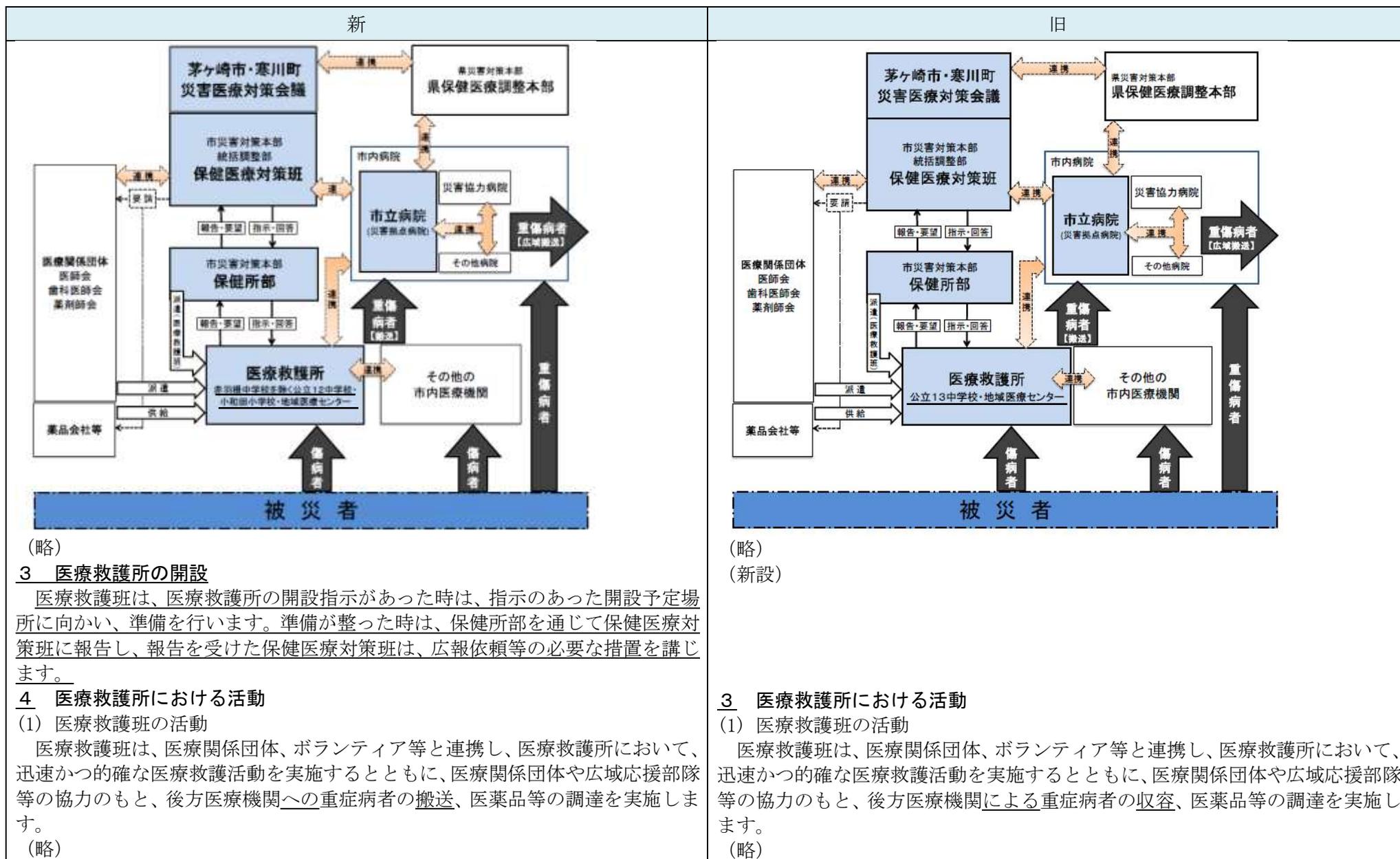
新	旧												
<p>4 避難勧告等の解除 市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除します。また、避難勧告等を解除したときは、住民等に対し、直ちにその旨を公示します。</p> <p>5 警戒区域の設定 (1) 警戒区域 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができます。 (略)</p> <p>第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、文化生涯学習部、教育部、配備職員 市は、水害等に備え、今後の降雨予測等の防災気象情報等をもとに、市内9箇所に早期避難所を開設します。 早期避難所は、大雨や台風の接近が予測される場合等に、自主的に事前の避難を希望される方を対象として一時的に開設するものです。災害の状況により避難生活が長期化する場合又は長期化するおそれがある場合は、公立小・中学校避難所又は2次避難所へ避難者を誘導します。 また、早期避難所へは配備職員を配置し避難者の受入れ業務に従事します。</p> <p>1 早期避難所の開設 (1) 早期避難所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハマミーナ</td> <td style="text-align: center;">浜見平11-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、施設の安全性を確認の上、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者の受入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行います。災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かない</p>	名称	所在地	(略)	(略)	ハマミーナ	浜見平11-1	<p>(新設)</p> <p>4 警戒区域の設定 (1) 警戒区域 災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第60条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地域からの退去を命じることができます。 (略)</p> <p>第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、教育部、配備職員 市は、水害等に備え、今後の降雨予測等の防災気象情報等をもとに、市内8箇所に早期避難所を開設します。 早期避難所は、原則として早期における一時的な避難者の受入れを行うことを目的とし、災害の状況により避難生活が長期化する場合または長期化するおそれがある場合は、公立小・中学校避難所または2次避難所へ避難者を誘導します。 また、早期避難所へは配備職員を配置し避難者の受入れ業務に従事します。</p> <p>1 早期避難所の開設 (1) 早期避難所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織 市は、災害発生時には、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者の受け入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行います。災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、</p>	名称	所在地	(略)	(略)	(新設)	(新設)
名称	所在地												
(略)	(略)												
ハマミーナ	浜見平11-1												
名称	所在地												
(略)	(略)												
(新設)	(新設)												

新	旧
<p>ことも想定されます。そのため、避難者自身が7日以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(4) 給食・救援物資等の受入れ、配布 <u>避難所において、市は、自主防災組織等と連携し、受入方針、供給方針を定め、必要に応じ、飲料水、食料及び生活必需物資等を受入れ、避難者に配布します。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>感染症患者等への対応</u> <u>インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。</u></p> <p>(8) <u>避難所におけるペット対応</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所運営に対する災害対策本部の措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>大規模な延焼火災が発生した場合等の措置</u> <u>避難所周辺で大規模な延焼火災が発生した場合等、避難所に滞在し続けることにより身に危険がおよぶことが想定される場合は、避難所を閉鎖し他の避難所又は広域避難場所等へ避難者の移動を行う必要があります。</u> 市は、正確な情報分析を行い、必要に応じて避難所からの移動措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>避難所の閉鎖・統合</u> <u>災害の状況が明らかになる時期(おおむね3日以内)、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、本部長は、各避難所の避難状況等を考慮し、避難所運営委員会との協議を行った上で、避難所の閉鎖・統合を決定します。</u> <u>なお、統合の際には、普通教室に避難する避難者の体育館への移動など、学校の教育再開に配慮します。</u> <u>また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、災害状況を踏まえ、地区防災拠点の情報受伝達拠点としての役割も考慮して、避難所の閉鎖について総合的に判断、決定します。</u></p>	<p>食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(4) 給食・救援物資等の配布 避難所においては、自主防災組織等と連携し、供給方針を定め、必要に応じ、飲料水、食料及び生活必需物資等を供給します。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) <u>避難所におけるペット対応</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所運営に対する災害対策本部の措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難所の移動・閉鎖</u> <u>避難所周辺で大規模な延焼火災が発生した場合等においては、避難所を閉鎖し他の避難所へ避難者の移動を行う必要があります。</u> 市は、正確な情報分析を行い、必要に応じて避難所の移動措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(5) その他避難所の運営に関する措置 (略)</p> <p>第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 <u>要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署</u></p> <p>(略)</p> <p>1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応</p> <p>(1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、<u>災害対策基本法第49条の11に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 感染症患者等</p> <p><u>インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(4) その他避難所の運営に関する措置 (略)</p> <p>第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 <u>要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部</u></p> <p>(略)</p> <p>1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応</p> <p>(1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、<u>災害から避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第5節 救助・救急</p> <p><u>災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防計画に基づき活動体制を確立し、消防力を総合的に活用し、災害状況に即応した防御活動を展開します。なお、この際、人命の安全確保を最優先とし、防災関係機関と密接な連携のもと活動します。</u></p> <p><u>救助活動にあたっては、発災72時間までは人命救助を最優先し、自衛隊、警察、消防、消防団等で連携し活動します。</u></p> <p><u>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重要度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>P 1 3 5</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第5節 救助・救急</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動</p> <p><u>負傷者の医療救護ニーズに対応するため、医療機関と連携した医療救護体制を</u></p>	<p>P 1 3 7</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>早急に確立することで、人的被害の拡大を防止します。</u></p> <p><u>また、被災者の健康悪化を防止するため、避難所支援や在宅要配慮者支援などの保健活動を重点に対策を推進することで、災害関連死の発生を未然に防止します。</u></p> <p>第1 市立病院の活動 市立病院部</p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(1) <u>市立病院は、発災後直ちに院内状況等を調査しEMISへ入力します。</u> <u>なお、被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び同一ブロック（湘南東部二次保健医療圏）内の他の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市立病院は、市内の医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 ライフライン機能の応急</p> <p>市は、市立病院の水道施設が被災した場合、優先的な給水活動を行います。 また、電力等その他ライフライン機能における復旧について、優先的な復旧措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害協力病院の活動 災害協力病院</p> <p><u>災害協力病院は、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、傷病者等を受入れるとともに医療救護活動に協力します。</u></p> <p><u>災害協力病院の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、その結果についてEMISへ入力します。被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び同一二次保健医療圏内の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。</u></p> <p>第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部</p> <p><u>災害対策本部が設置された場合、市は、被災状況を勘案し、地域における医療救護活動に必要な情報共有及び調整を行うため、必要に応じて茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を開催します。</u></p> <p><u>茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の主な役割は次のとおりです。</u></p>	<p>第1 市立病院の活動 市立病院部</p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市立病院は、市内の救急病院やその他医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 ライフライン機能の応急</p> <p>市は、市立病院の水道施設が被災した場合、優先的な給水活動を行います。 また、電力等その他ライフライン機能における復旧について、優先的な復旧措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(1) 市町の区域にある医療機関等の被災状況及び診療状況並びに市町の区域にある避難所、救護所、医療救護施設等における医療ニーズの情報収集、整理に関すること</p> <p>(2) 保健医療活動チーム(医療救護班及び薬剤師チーム)の受入れ・派遣調整(配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等)、傷病者の搬送調整等に関すること</p> <p>(3) 県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チーム(医療救護班及び薬剤師チーム)の派遣、医薬品等の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</p> <p>(4) その他医療救護活動に関すること</p> <p>第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部)</p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>(1) 保健医療対策班</p> <p>(略)</p> <p>また、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</p> <p>【医療救護体制】</p>	<p>第2 医療救護活動 総括・情報班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社、消防部)</p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>(1) 保健医療対策班</p> <p>(略)</p> <p>また、市のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</p> <p>【医療救護体制】</p>



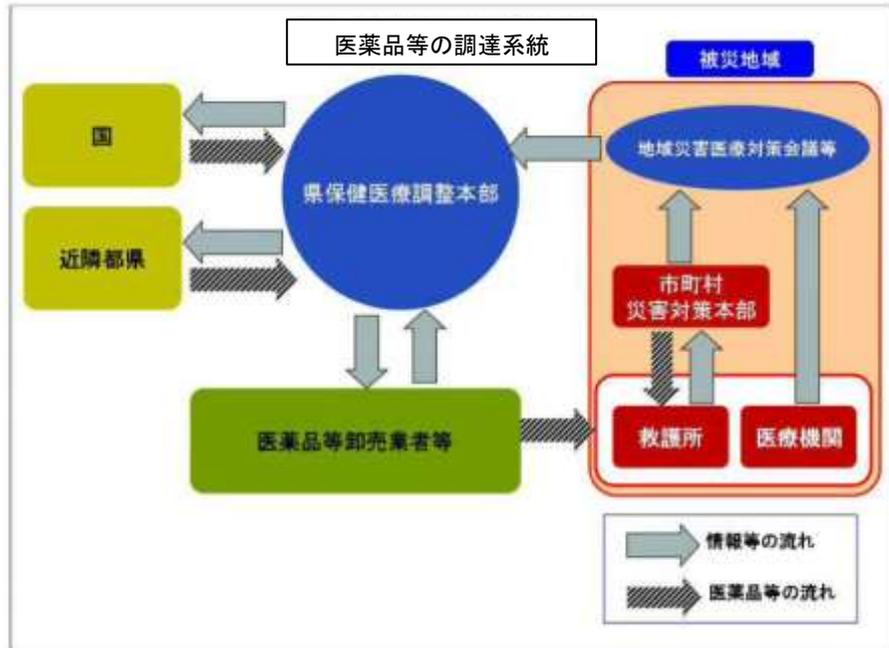
新

5 医薬品等の確保

使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します。

(1) 医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、救援物資対策班に手配を依頼します。



出典 神奈川県保健医療救護計画（平成30年3月）

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、県保健医療調整本部に血液製剤の確保を要請します。

旧

4 医薬品等の確保

使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、不足が生じるときは、県及び医療関係機関に応援を要請します。

(1) 医薬品等の搬送

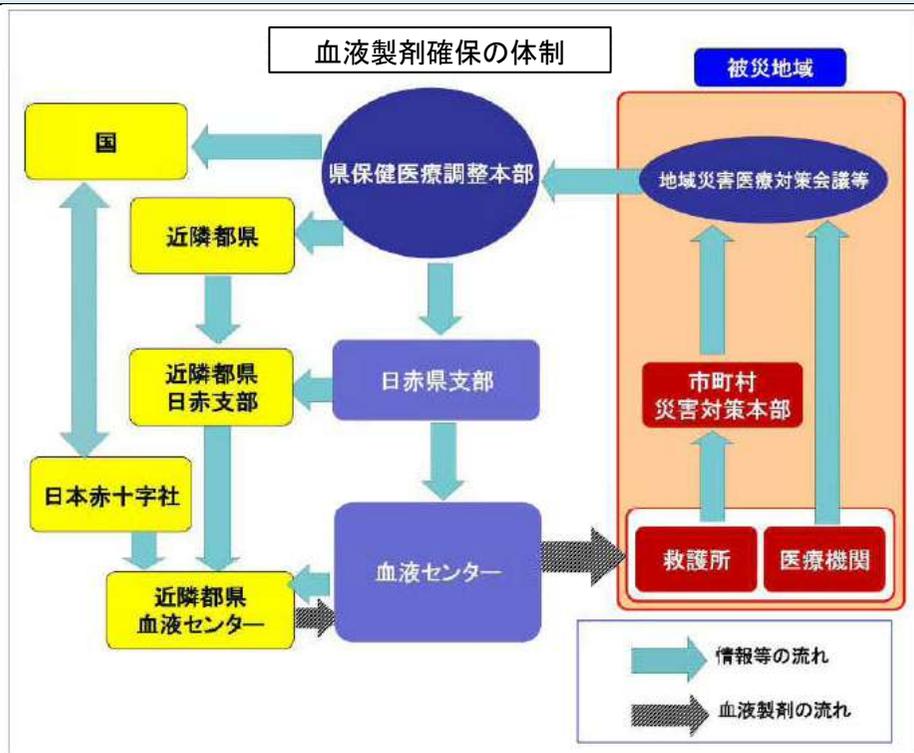
医薬品等の搬送は、総括・情報班に手配を依頼します。

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、必要な措置を講じます。

新

旧



出典 神奈川県保健医療救護計画（平成30年3月）

(略)

6 後方医療機関等への搬送及び収容対応

医療救護班は、医療救護を受けた者又は助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を後方医療機関に搬送する手配をします。

(略)

(削除) ※前項と重複

(略)

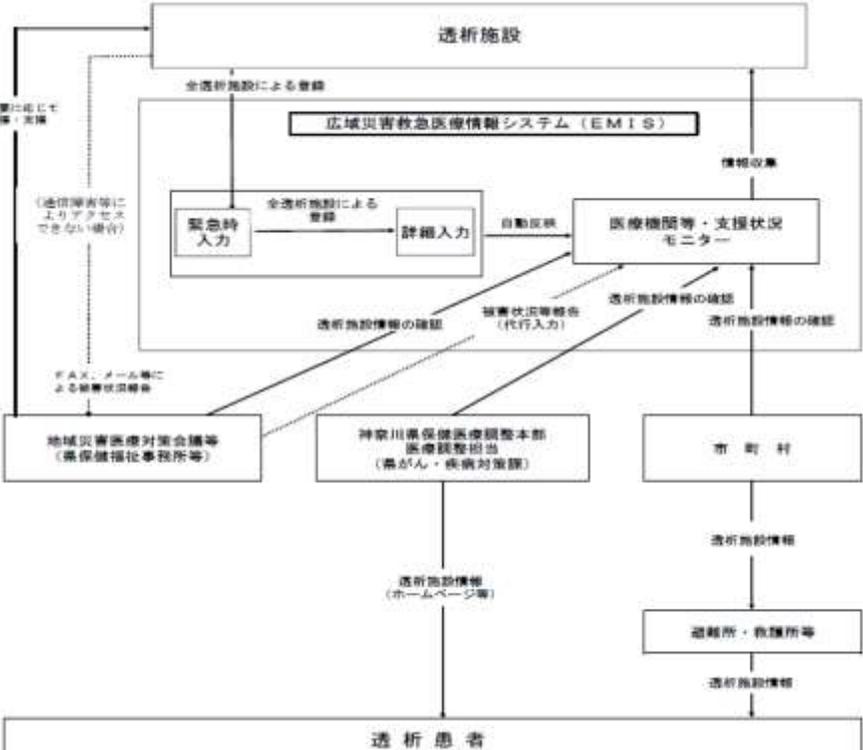
5 後方医療機関等への搬送及び収容対応

医療救護班は、医療救護を受けた者または助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を救急病院等の後方医療機関に搬送する手配をします。

(略)

6 助産活動の支援

医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、保健医療対策班及び医療救護本部と連携し、妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や協力機関である市立病院、基幹病院である東海大学病院に搬送する手配をします。

新	旧
<p>7 難病患者等対策 市は、在宅人工呼吸器使用患者等の難病患者及び小児慢性特定疾病児童に関して、対応可能な医療機関及び患者情報の把握に努め、必要な支援に努めます。</p> <p>8 人工透析患者対策 県は、災害時透析患者支援マニュアルに沿って、市に対し透析施設の被害状況等の情報提供を行うなど、人工透析患者への支援を行います。また、速やかに透析可能な後方医療施設への搬送調整を行います。</p> <p>【災害時における透析患者への情報伝達の流れ】</p>  <p>出典 神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和元年6月改定版）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 DMA Tとの連携 保健医療対策班、消防部、市立病院部</p>
<p>第5 DMA Tとの連携 保健医療対策班、消防部、市立病院部</p>	<p>第3 DMA Tとの連携 保健医療対策班、消防部、市立病院部</p>

新	旧
<p>(略) (削除) ※第4章第4節へ移動</p> <p>1 DMATの活動 (略) (4) 広域医療搬送 被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU: Staging Care Unit) での活動</p> <p>2 DMAT調整本部 DMAT調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、<u>県保健医療調整本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMAT等を統括します。</u> (略)</p> <p>3 DMAT活動拠点本部 (略)</p> <p>4 神奈川DMAT-L <u>災害発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持つ、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームです。なお、活動の対象は神奈川県内に限ります。</u> <u>主な活動は次のとおりです。</u> (1) <u>病院における情報発信、トリアージ、診療等の支援 (病院支援)</u> (2) <u>患者搬送及び搬送中の治療等 (地域医療搬送)</u> (3) <u>災害現場におけるトリアージ、緊急医療等 (現場活動)</u> (4) <u>EMIS等を使った医療情報等の収集・発信</u></p> <p>第6 DPATとの連携 <u>保健医療対策班、市保健師 (保健師班)</u> <u>県は、被災市町村等からの要請や統括DPAT (DPAT調整本部の本部長)の判断により、かながわDPAT (災害発生時に、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、災害派遣精神医療チーム (DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team)) を派遣するとともに、必要に応じて関係機関等に協力を要請します。</u></p> <p>1 DPATの活動</p>	<p>(略)</p> <p>1 DMATとは <u>大規模な災害が発生したときに、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)</u></p> <p>2 DMATの活動 (略) (4) 広域医療搬送 被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU) での活動</p> <p>3 DMAT調整本部 DMAT調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、<u>県医療救護本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMAT等を統括します。</u> (略)</p> <p>4 DMAT活動拠点本部 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(1) 災害によって障害された既存の精神医療システムの補完</p> <p>(2) 避難所、在宅の避難者に対する精神医療の提供</p> <p>(3) 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える市民の対応</p> <p>(4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）への支援</p> <p>(5) 市民に対する普及啓発</p> <p>(6) 地域の精神科医療及び関係機関との情報共有及び連携</p> <p>2 DPAT調整本部 DPAT調整本部は、大規模災害発生直後から慢性期までの間、県保健医療調整本部長の指揮下で、神奈川県内で活動する全てのDPAT等を統括します。</p> <p>3 DPAT活動拠点本部 DPAT調整本部は、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置します。</p> <p>第7 DHEATの活動 保健医療対策班、市保健師（保健師班） 災害発生時に、被災地域の保健医療行政の指揮調整機能を後方支援する、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team）</p> <p>1 DHEATの活動</p> <p>(1) 県保健医療調整本部における指揮調整機能の後方支援</p> <p>(2) 保健所の指揮調整機能の後方支援</p> <p>第8 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班） (略)</p> <p>(3) 支援者支援活動 ア 被災者を支援する住民等の健の康相談・助言及び健康管理 (略)</p> <p>(4) 職員支援活動 被災者支援などの応急対策活動に従事する職員、救助活動に従事する消防職員に対する健康相談体制を構築し、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）発症の未然防止を図ります。</p>	<p>(新設)</p> <p>第4 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班） (略)</p> <p>(3) 支援者支援活動 ア 被災者を支援する住民や職員の健康相談・助言及び健康管理 (略) (新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者に対し、必要に応じて一時滞在施設の確保</p>	<p>P 1 4 1</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策 (新設)</p>

新	旧
<p>等の支援を行います。</p> <p>一時滞在施設の確保・運営に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するとともに、公共交通機関等必要な情報提供に努めます。</p> <p>第1 帰宅困難者の発生の抑制 災害時広報対策班、施設管理者</p> <p>1 基本原則の周知</p> <p>市は、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を学校や企業等に呼びかけるとともに、報道機関等の協力を得て、周知します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株)横浜支社</p> <p>1 一時滞在施設・避難場所の提供</p> <p>市は、災害発生により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等に滞留している帰宅困難者に対し、一時滞在施設(駅周辺公共施設等)及び避難所を提供します。</p> <p>(略)</p> <p>3 帰宅困難者の把握</p> <p>市は、一時滞在施設及び避難所に避難した帰宅困難者数の把握に努め、警察、東日本旅客鉄道(株)横浜支社と十分連携を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第4 県への報告 避難所対策班、広域連携班</p> <p>市は、帰宅困難者の避難状況について、災害情報管理システムにより県へ報告するとともに、必要に応じて、協力を要請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 帰宅困難者の発生の抑制 災害時広報対策班、施設管理者</p> <p>1 基本原則の周知</p> <p>市は、<u>帰宅困難者の行動の基本原則</u>である、「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株)横浜支社</p> <p>1 一時滞在施設・避難場所の提供</p> <p>市は、災害発生により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等に滞留している帰宅困難者に対し、一時滞在施設<u>及び避難場所</u>(駅周辺公共施設及び避難所)を提供します。</p> <p>(略)</p> <p>3 帰宅困難者の把握</p> <p>市は、一時滞在施設<u>及び避難場所</u>に避難した帰宅困難者数の把握に努め、警察、東日本旅客鉄道(株)横浜支社と十分連携を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第4 県への報告 避難所対策班、広域連携班</p> <p><u>災害対策本部</u>は、帰宅困難者の避難状況について、県へ報告するとともに、必要に応じて、協力を要請します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第8節 保健衛生・防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p><u>生活環境の悪化に伴う健康被害を防ぐため、被災者の健康状態を把握し、被災状況や地域の衛生状態、災害応急対策の実施状況を踏まえ、保健衛生対策、防疫対策、多数遺体対策などの衛生関連対策を先行的、かつ計画的に実施することで公衆衛生の確保を図ります。</u></p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師(保健師班)</p>	<p>P143</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第8節 保健衛生・防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p>(新設)</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師(保健師班)</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>3 感染症対策</p> <p>(1) 感染症患者の治療</p> <p>県は、「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）</u>」に基づき、<u>一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（急性灰白髄炎等）又は新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認められるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除) ※第 5 章第 1 7 節へ移動</p>	<p>(略)</p> <p>3 感染症対策</p> <p>(1) 感染症患者の治療</p> <p>県は、<u>一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（急性灰白髄炎等）またはインフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認められるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 2 ごみ及びし尿等の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部</p> <p><u>県及び市は連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象者やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。</u></p> <p>1 ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握</p> <p><u>市は、災害発生後速やかにごみ処理施設の被災状況を把握し、県へ報告を行います。また、し尿処理施設については、寒川町と連携し、被災状況の把握に努めます。</u></p> <p>2 し尿処理施設の管理等</p> <p><u>施設破損や停電、給排水設備、脱臭設備損傷等により、し尿処理が不能な場合、直ちに損傷程度を確認し、修繕手配等は寒川町が実施します。</u></p> <p><u>また、市は、施設の復旧作業中は、し尿の施設での保管が可能かどうか判断し、不可能な場合は近隣施設、他市町村へ搬入及び処理について協力を要請します。</u></p> <p>3 し尿及びごみ処理</p> <p>(1) <u>市は、被災状況から、し尿収集量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図ります。</u></p> <p>(2) <u>市は、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊または稼働不能な場合等は、県への支援を要請します。</u></p> <p>4 資源物の分別</p> <p><u>市は、環境を考慮した分別回収を実施するとともに、速やかに資源物の受け入れが図れるよう、寒川広域リサイクルセンターへの搬入について寒川町と連携し</u></p>

新	旧
<p>第2 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い <u>衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</u> (略)</p> <p>2 遺体の取り扱い方法 (略)</p> <p>(1) 実施機関 市は、災害時における遺体の収容、埋火葬を関係機関の協力を得て行います(災害救助法が適用され県の委任を受けた場合も同様)。 <u>必要に応じて、協定を締結している葬祭業者等に協力を要請します。</u> (略)</p> <p>(4) 遺体の収容 (略)</p> <p>イ 市は、遺体収容施設開設後、収容受付等を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察が行う遺体の<u>検視・調査等</u>の業務へと引き継ぎます。</p> <p>(5) 検視等 遺体の<u>検視・調査等</u>は、警察が行います。 (略)</p> <p>(8) 遺体の引渡し 市は、警察による<u>検視・調査等</u>及び医師による検案が終了し身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡します。この際、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行います。 (略)</p>	<p><u>た対応を図ります。</u></p> <p>第3 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い <u>衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</u> (略)</p> <p>2 遺体の取り扱い方法 (略)</p> <p>(1) 実施機関 市は、災害時における遺体の収容、埋火葬を関係機関の協力を得て市が行います(災害救助法が適用され県の委任を受けた場合も同様)。 (略)</p> <p>(4) 遺体の収容 (略)</p> <p>イ 市は、遺体収容施設開設後、収容受付等を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察が行う遺体の<u>検視等</u>の業務へと引き継ぎます。</p> <p>(5) 検視等 遺体の<u>検視等</u>は、警察が行います。 (略)</p> <p>(8) 遺体の引渡し 市は、警察による<u>検視等</u>及び医師による検案が終了し身元が明らかになった遺体を、遺族または関係者に引き渡します。この際、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行います。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 <u>被災者の生活の維持のため、被災者のニーズに応じて必要な食料、飲料水、毛布の生活必需品等を調達・確保し、被災者に供給します。</u> <u>この際、求められる物資は時間の経過とともに変化することに留意するとともに、夏季の扇風機等、冬季の暖房器具や燃料等、被災時期に応じたニーズ、要配慮者等への対応や男女のニーズの違いに配慮します。</u></p>	<p>P 1 4 6</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (新設)</p>

新	旧
<p>また、在宅避難者等に対しても物資等が提供されるよう努めます。 (略)</p> <p>第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、自衛隊</p> <p>(略) (削除) ※第4に移動</p> <p>(略)</p> <p>第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 総括・情報班、広域連携班、 救援物資対策班、関東農政局</p> <p>1 災害対策基本法に基づく供給要請 市は、備蓄物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難な場合、災害対策基本法第86条の16に基づき、必要な物資又は資材の供給について、県備蓄物資の供給、物資等の購入のあつせん、流通在庫情報の提供等の必要な措置を県に要請します。 なお、この場合、物資等の供給については供給を要請した側が、物資の運送については運送を要請又は指示した側がそれぞれ費用を負担します。</p> <p>2 災害救助法適用時の供給要請 災害救助法が適用された場合、同法に基づく物資の供給は県が実施し、市は、県に対し物資の供給を要請します。 ただし、県より同法に基づく物資の供給に係る事務の委任があったときは、市が協定等により調達した物資を被災者に対し供給します。 なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請することとします。</p>	<p>(略)</p> <p>第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、関東農政局、自衛隊</p> <p>(略)</p> <p>4 応援要請 市は、備蓄している食料及び協定を締結している企業等から調達する食料のみでは市民に対し十分な供給が困難な場合は、県に応援を要請します。 また、災害救助法が適用された場合は、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関して、県に供給を要請します。 市は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請します。 (略) (新設) ※第2より移動</p>

新	旧
<p>第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 経済部 救援物資対策班、避難所対策班、 (略)</p> <p>2 物資拠点 (1) 総合体育館 (2) (株) 茅ヶ崎青果地方卸売市場 (3) 茅ヶ崎公園野球場 (4) 柳島スポーツ公園 (5) 茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫 (6) その他被災状況に応じ指定した場所 (略)</p> <p>第6 物価高騰の防止のための要請 経済部 市は、国・県の指導に基づき、食料等生活必需物資等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請・指導等を行います。</p>	<p>第4 食料及び生活必需物資等の集積と配分 経済部 救援物資対策班、避難所対策班、 (略)</p> <p>2 物資拠点 (1) 総合体育館 (2) (株) 茅ヶ崎青果地方卸売市場 (3) 茅ヶ崎公園野球場 (4) 柳島スポーツ公園 (新設) (5) その他被災状況に応じ指定した場所 (略) (新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 発災時には園児・児童・生徒の保護を最優先に活動し、保護者による引き取りまで安全に保護します。 その後は、避難所となる学校はその役割と調整しつつ、児童生徒等が災害からの心の平穏や平常時の日常生活を取り戻し安全かつ円滑に学校生活等に戻れるよう、教育等の再開に向けた準備・調整を進め、教育活動等の早期再開を目指します。 (略)</p>	<p>P 1 4 8 第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 (新設) (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第11節 危険度判定 被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関との連携しながら宅地の調査を実施します。 (略)</p>	<p>P 1 5 1 第5章 災害時の応急対策活動 第11節 危険度判定 (新設) (略)</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p><u>緊急通行や緊急輸送、応援部隊の効果的な展開のため、一般車両の交通規制を実施するとともに、災害応急対策の優先順位を考慮し、応急復旧のため人員、資機材等を集中的に投入することで、円滑な災害応急対策の実施に係る通行・輸送ルートの確保を図ります。</u></p> <p>第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署</p> <p>1 警察 (略)</p> <p>また、緊急交通路等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、応急対策活動の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ、当該車両その他の物件を道路外へ移動させる等の措置命令を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>(1) 事前届出手続き</p> <p>市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証等の交付を受けておくものとします。</p> <p>(2) 交付手続き</p> <p>災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が<u>事前届出済証を警察署等に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班</p> <p>(略)</p> <p>また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、</p>	<p>P152</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (新設)</p> <p>第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署</p> <p>1 警察 (略)</p> <p>また、緊急交通路等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、応急対策活動の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、<u>道路管理者の協力を得て、必要に応じ、当該車両その他の物件を道路外へ移動させる等の措置命令を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>(1) 事前届出手続き</p> <p>市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとします。</p> <p>(2) 交付手続き</p> <p>災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が<u>確認証明書を県警交通規制課、各警察署、交通部三隊、交通検問所、県災害対策課、各地域県政総合センターのうち、いずれか1箇所</u>に提出し、確認標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班</p> <p>(略)</p> <p>また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、</p>

新	旧
<p>特に緊急を要する場合は、<u>陸上自衛隊等防災関係機関によるヘリコプター輸送</u>を県に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>特に緊急を要する場合は、<u>ヘリコプターによる輸送を県、陸上自衛隊等防災関係機関に要請し</u>、緊急時の輸送手段の確保に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p><u>2次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。</u></p> <p><u>なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。</u></p> <p>第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>(略)</p> <p>4 応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>(2) 臨時給水栓の貸与</p> <p><u>避難所に近い公設消火栓に設置する臨時給水栓を市に貸与します。</u></p> <p>(3) 給水管の復旧</p> <p><u>避難所、病院、学校、その他の公共施設等から順次量水器（上流側）まで、水道営業所が復旧します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 通信サービス 東日本電信電話(株)神奈川事業部</p> <p>1 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 通信の利用制限</p> <p><u>災害等が発生し、通信のふくそうが発生した場合は、重要通信を確保するため、一般加入電話は通信の利用制限等の措置を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 公衆電話の臨時措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定する<u>避難所</u>に、被災者が利用する<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置に努めます。</p>	<p>P 1 5 6</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>(新設)</p> <p>第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>(略)</p> <p>4 応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>(2) 臨時給水栓の貸与</p> <p><u>避難場所に近い公設消火栓に設置する臨時給水栓を市に貸与します。</u></p> <p>(3) 給水管の復旧</p> <p><u>公共避難場所、病院、学校、その他の公共施設等から順次量水器（上流側）まで、水道営業所が復旧します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 電話（通信）施設 東日本電信電話(株)神奈川事業部</p> <p>1 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 通信の利用制限</p> <p><u>災害等が発生し、著しい通話のふくそうが発生した場合は、重要通信を確保するため、規定に基づき通話の利用制限等の措置を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 公衆電話の臨時措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定する<u>避難場所</u>に、被災者が利用する<u>特設公衆電話</u>の設置に努めます。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(4) <u>安否確認サービスの提供</u> 災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>電話網による災害用伝言ダイヤル「171」やインターネット網による災害用伝言板「web171」等を速やかに提供します。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 広報 災害発生時の応急復旧状況をテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、<u>ホームページ等にて周知を行います。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) <u>災害用伝言ダイヤル「171」等の提供</u> 災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル「171」等を速やかに提供します。</p> <p>(略)</p> <p>3 広報 災害発生時の応急復旧状況をテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、<u>必要に応じてパソコン通信、支店前掲示等により周知を行います。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第14節 警備・救助対策 <u>様々な社会的混乱や道路交通の混乱から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、各種犯罪を未然に防止し、取締り及び交通秩序を維持するため、陸上及び海上における警備・救助体制を早期に確立し、人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することで、治安の維持を図ります。</u></p> <p>第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署 警察は、各種の応急対策活動に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の実施、防災関係機関との連携強化等の推進を図り、警備体制を一層強化するとともに大災害が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な応急対策活動を実施することにより、管内住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。</p> <p>(略)</p> <p>1 警備体制の確立 (1) 警察は、大災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を長とする茅ヶ崎警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。</p> <p>(略)</p>	<p>P161</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第14節 警備・救助対策 (新設)</p> <p>第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署 警察は、各種の応急対策活動に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携強化等の推進を図り、警備体制を一層強化するとともに大災害が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な応急対策活動を実施することにより、管内住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。</p> <p>(略)</p> <p>1 警備体制の確立 (1) 警察は、大災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を警備本部長とする茅ヶ崎警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。</p> <p>(略)</p>
	P164

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第15節 広域応援・受援活動</p> <p><u>甚大な被害が発生し地域全体の防災力では対応が困難な場合、広域応援部隊や他自治体等へ応援を要請するとともに、各種応援の受入体制を整えることで、迅速かつ的確な災害応急対策の実施体制を構築します。</u></p> <p>第1 行政機関等に対する応援要請 総括・情報班、広域連携班、企画部、湘南地域県政総合センター</p> <p>1 行政機関に対する応援要請</p> <p>市は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、次の方法により他の行政機関に応援等を要請します。</p> <p>(1) 災害対策基本法第68条に基づく県知事に対する応援又は災害応急対策の実施要請</p> <p>(2) 災害対策基本法第67条に基づく他の市町村長に対する応援要請</p> <p>(3) その他災害時相互応援協定に基づく応援要請</p> <p>2 応援要請の手続き</p> <p>市は、行政機関に対し応援要請を行うときは、協定等の定めに従い、必要物資、資機材、人員等の派遣を要請します。</p> <p>なお、市は、応援を要請する際には、次の事項を明らかにし、原則として文書により応援を要請します。</p> <p>(1) 被害の状況</p> <p>(2) 応援の種類</p> <p>(3) 応援場所及び応援場所への経路</p> <p>(4) 応援の期間</p> <p>(5) その他応援に必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>第2 職員の派遣要請 総括・情報班、広域連携班、総務部</p> <p>1 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等</p> <p>(1) 職員の派遣要請</p> <p><u>市は、災害対策基本法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（内閣総理大臣が指定する「特定公共機関」に限る。）に対し、必要に応じて当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請します。</u></p>	<p>第5章 災害時の応急対策活動 第15節 広域応援・受援活動 (新設)</p> <p>第1 広域的な応援要請 総括・情報班、広域連携班、湘南地域県政総合センター</p> <p>1 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定等に基づく応援要請</p> <p>市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、もしくは知事に対して応援の調整または応急措置の実施を要請します。</p> <p>また県は、他市町村へ応援を要請するにあたり、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。</p> <p>2 相互応援協定等に基づく応援要請</p> <p>市は、災害時の各種相互応援協定等に基づく応援要請を行うときは、その協定等の定めに従い、必要物資、資機材、人員等の派遣を要請します。</p> <p>なお、市は、応援を要請する際には、必要な事項を明らかにし、原則として文書により応援を要請します。</p> <p>(1) 被害の状況</p> <p>(2) 応援の種類</p> <p>(3) 応援場所及び応援場所への経路</p> <p>(4) 応援の期間</p> <p>(5) その他応援に必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>4 国等への応援要請</p> <p><u>市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、国等に対して、災害対策基本法、関係法令等に基づく応援要請を行います。</u></p>

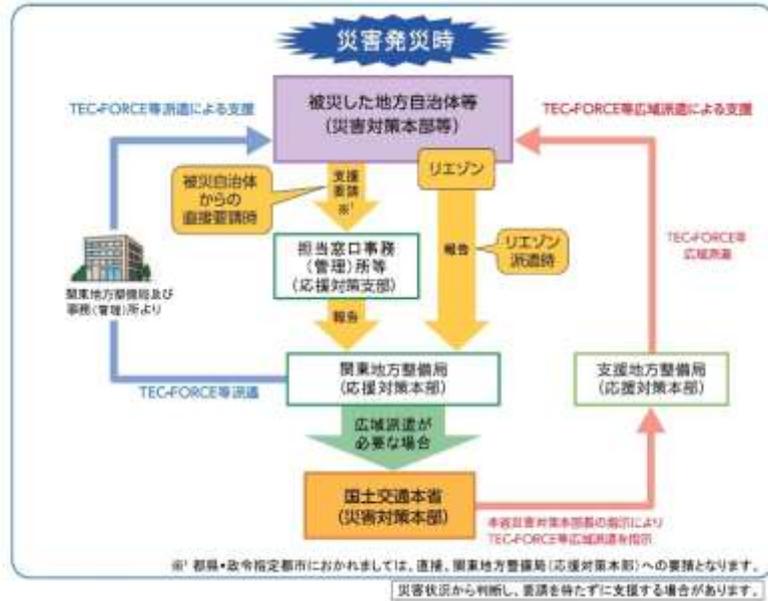
新	旧
<p>また、県知事に対し、必要に応じて同法第30条第1項に基づき、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めます。</p> <p><u>(2) 職員の派遣要請手続き</u></p> <p>市本部長は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行います。</p> <p>ア 派遣を要請する理由</p> <p>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</p> <p>ウ 派遣を必要とする期間</p> <p>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>オ その他、職員の派遣について必要な事項</p> <p>2 県知事に対する職員の派遣のあっせん要請</p> <p><u>(1) 職員の派遣のあっせん要請</u></p> <p>市は、県知事に対し、必要に応じて災害対策基本法第30条第2項、地方自治法第252条の17に基づき、他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めます。</p> <p><u>(2) 職員の派遣のあっせん要請手続き</u></p> <p>市は、県知事に対し、職員の派遣のあっせんを求めるときは、災害対策基本法施行令第16条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行います。</p> <p>ア 派遣のあっせんを求める理由</p> <p>イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数</p> <p>ウ 派遣を必要とする期間</p> <p>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>オ その他、職員の派遣のあっせんについて必要な事項</p> <p>3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく職員の派遣</p> <p>本システムは、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱に基づき、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村の災害対応業務や災害マネジメントを支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みです。この運用に当たっては、本システムにおける関係機関である、地方公共団体、地方三団体、指定都市市長会、内閣府及び消防庁と総務省とが協力して実施します。</p> <p><u>(1) 災害対応業務の応援職員の派遣</u></p>	

新	旧																														
<p>避難所運営や被災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てられた都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）が応援職員を派遣します。対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村の応援職員に関するニーズ等を把握しながら、それを踏まえた応援職員の派遣等の支援を継続的に行うこととなっています。</p>																															
<p>(2) 災害マネジメント総括支援員の派遣</p>																															
<p>災害マネジメント総括支援員は、総務省が平常時において地方公共団体からの推薦を受けて登録された者で、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援することを役割としています。</p>																															
<p>第3 広域応援の受け入れ 総括・情報班、広域連携班</p>	<p>第2 広域応援の受け入れ 総括・情報班、広域連携班</p>																														
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																														
<p>第4 自衛隊に対する災害派遣要請 総括・情報班</p>	<p>第3 自衛隊に対する災害派遣要請 総括・情報班</p>																														
<p>市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第68条の2に基づき、県に対して自衛隊法第83条第1項による自衛隊の派遣要請を求めます。</u></p>	<p>市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。</u></p>																														
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																														
<p>第5 自衛隊の受け入れ 総括・情報班、広域連携班</p>	<p>第4 自衛隊の受け入れ 総括・情報班、広域連携班</p>																														
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																														
<p>3 自衛隊の連絡先</p>	<p>3 自衛隊の連絡先</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">連絡先（窓口）</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">県防災行政通信網番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東部方面混成団訓練科</u></td> <td>(略) 内線448</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	(略)	(略)	(略)	<u>東部方面混成団訓練科</u>	(略) 内線448	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">連絡先（窓口）</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">県防災行政通信網番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第31普通科連隊本部第3科</u></td> <td>(略) 内線630</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	(略)	(略)	(略)	<u>第31普通科連隊本部第3科</u>	(略) 内線630	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																												
陸上自衛隊	(略)	(略)	(略)																												
	<u>東部方面混成団訓練科</u>	(略) 内線448	(略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																												
陸上自衛隊	(略)	(略)	(略)																												
	<u>第31普通科連隊本部第3科</u>	(略) 内線630	(略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																														
<p>第6 警察災害派遣隊の要請及び受け入れ 総括・情報班、茅ヶ崎警察署</p>	<p>第5 警察災害派遣隊の要請及び受け入れ 総括・情報班、茅ヶ崎警察署</p>																														
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																														
<p>第7 消防広域応援の要請及び受け入れ 総括・情報班、消防部</p>	<p>第6 消防広域応援の要請及び受け入れ 総括・情報班、消防部</p>																														

新

(略)
第8 DMA Tの要請及び受け入れ **保健医療対策班**

(略)
第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受け入れ **総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所**



(略)
第10 気象庁防災対応支援チーム (JETT) の派遣 **横浜地方気象台**

気象庁は、大規模災害発生時、市町村の災害対策本部等へ気象庁防災対応支援チーム (JETT) として気象庁職員を派遣します。

現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ、気象等の細かな解説を行い、市や防災関係機関の防災対応を支援します。

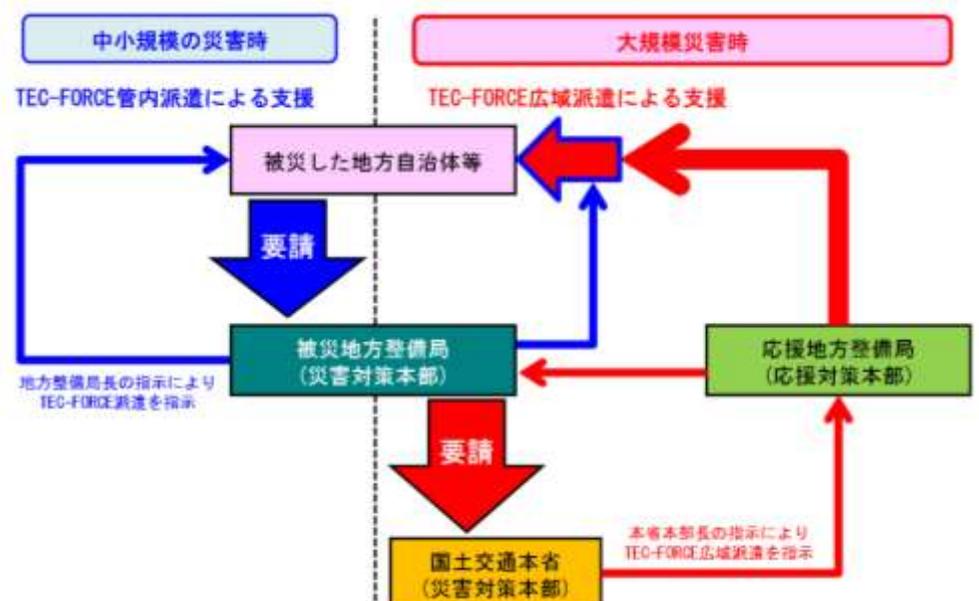
なお、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の一員として活動します。

第5章 災害時の応急対策活動

旧

(略)
第7 DMA Tの要請及び受け入れ **保健医療対策班**

(略)
第8 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受け入れ **総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所**



(略)
(新設)

P 1 6 7
第5章 災害時の応急対策活動

新	旧
<p>第16節 ボランティア活動 <u>災害に伴う被災者の様々な支援ニーズに対応するため、災害ボランティアの受入・活動体制を整えるとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、関係団体と情報共有を図りながら連携のとれた支援活動を展開することにより、市民生活の早期回復を図ります。</u> (略)</p> <p>第6 関係者による情報共有会議の開催 統括調整部、社会福祉協議会 市及び社会福祉協議会は、地域で活動するNPO・ボランティア（中間支援組織を含む）等と、情報を共有する場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、団体間で連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。</p>	<p>第16節 ボランティア活動 (新設)</p> <p>(略) (新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第17節 災害廃棄物等の除去及び処理 <u>住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のため、被害状況や災害廃棄物の発生状況等を継続的に把握するとともに、仮置場の確保や既存処理施設における災害廃棄物の受入れ等の廃棄物処理体制、事業者との連携や広域的な処理を含めた関係機関との連携協力体制を構築し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することにより、生活環境の悪化防止を図ります。</u> (略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部 (略)</p> <p>5 市は、災害廃棄物の分別・排出方法に関する情報について、市民に周知を行います。</p> <p>第3 ごみ及びし尿等の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部 <u>県及び市は連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象者やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。</u> 1 ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握 <u>市は、災害発生後速やかにごみ処理施設の被災状況を把握し、県へ報告を行います。また、し尿処理施設については、寒川町と連携し、被災状況の把握に努めます。</u> 2 し尿処理施設の管理等</p>	<p>P169 第5章 災害時の応急対策活動 第17節 災害廃棄物等の除去及び処理 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部 (略) (新設)</p> <p>(新設) ※第5章第8節から移動</p>

新	旧
<p>施設破損や停電、給排水設備、脱臭設備損傷等により、し尿処理が不能な場合、直ちに損傷程度を確認し、修繕手配等は寒川町が実施します。</p> <p>また、市は、施設の復旧作業中は、し尿の施設での保管が可能かどうか判断し、不可能な場合は近隣施設、他市町村へ搬入及び処理について協力を要請します。</p> <p>3 し尿及びごみ処理</p> <p>(1) 市は、被災状況から、し尿収集量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図ります。</p> <p>(2) 市は、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊又は稼働不能な場合等は、県への支援を要請します。</p> <p>4 資源物の分別</p> <p>市は、環境を考慮した分別回収を実施するとともに、速やかに資源物の受入れが図れるよう、寒川広域リサイクルセンターへの搬入について寒川町と連携した対応を図ります。</p>	
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第18節 災害救助法関係</p> <p>災害による被災者を救助するため、関係機関との連携・協力のもと応急的に必要な支援等を実施することにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>P 1 7 1</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第18節 災害救助法関係</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災状況の調査</p> <p>第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活再建支援等に係わる調査</p> <p>(略)</p> <p>イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施</p>	<p>P 1 7 7</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災状況の調査</p> <p>第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活再建支援に係わる調査</p> <p>(略)</p> <p>イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施</p>

新	旧
<p>市は、応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。</p> <p><u>なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害原因で死亡したものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 り災証明書等の交付 財務部、消防部</p> <p>市は、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請に基づき、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面としてり災証明書の交付を行います。</p> <p>1 証明の範囲 (略)</p> <p>4 り災証明書の交付 (略)</p> <p>(1) 建物等の被害調査</p> <p>市は、建物等の被害調査を計画し、調査員を確保し、被災地域の写真の撮影及び目視・聞き取り調査を実施します。</p> <p><u>住家等の被害の程度を調査する際、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することを考えます。</u></p> <p><u>また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することも考えます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>市は、応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 り災証明書等の交付 財務部、消防部 (新設)</p> <p>1 証明の範囲 (略)</p> <p>4 り災証明書の交付 (略)</p> <p>(1) 建物等の被害調査</p> <p>市は、建物等の被害調査を計画し、調査員を確保し、被災地域の写真の撮影及び目視・聞き取り調査を実施します。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 第4 生活再建支援策 各項目参照 (略)</p>	<p>P 1 7 9 第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 第4 生活再建支援策 各項目参照 (略)</p>

新	旧
<p>2 一般の生活再建支援策 (略)</p> <p>(2) 被災者の経済的再建支援 財務部、福祉部、会計部、市社会福祉協議会 (略)</p> <p>オ 義援金の受入れ及び配分 (7) 特定義援金の受入れ 市は、本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、適切な方法により一時的に保管します。 また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領証を発行するとともに、その記録、整理を行います。</p> <p>(イ) その他の義援金の受入れ及び配分 (略)</p>	<p>2 一般の生活再建支援策 (略)</p> <p>(2) 被災者の経済的再建支援 財務部、福祉部、会計部、市社会福祉協議会 (略)</p> <p>オ 義援金の受け入れ及び配分 (7) 特定義援金の受け入れ 茅ヶ崎市または茅ヶ崎市長等、本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、財務部及び会計班が受け入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管します。 また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領証を発行するとともに、その記録、整理を行います。</p> <p>(イ) その他の義援金の受け入れ (略)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略)</p> <p>第4 都市基盤施設等の復旧・復興 企画部、経済部、文化生涯学習部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株) (略)</p> <p>1 被災施設の復旧等 (1) 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、市管理の公共施設及び文化財の復旧に努めます。また、被災施設の復旧に当たっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。 (略)</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興 (略)</p> <p>(7) 社会教育施設、文化財等 市は、被災施設の再建を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修に取り組みます。また、被災した文化財についても、文化財の所有者</p>	<p>P183 第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略)</p> <p>第4 都市基盤施設の復旧・復興 企画部、経済部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株) (略)</p> <p>1 被災施設の復旧等 (1) 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、市管理の公共施設の復旧に努めます。また、被災施設の復旧に当たっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。 (略)</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興 (略) (新規)</p>

新	旧
や管理者と連携し破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。 (略)	(略)